

「戦争法案」STOP!

戦争法案閣議決定に抗議する緊急集会



発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組
長崎高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 小田 誠
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp



5月14日午後6時から長崎駅前高架広場にて安倍内閣が「戦争法案」を閣議決定したことに対する緊急集会が開催され、主催者発表で500人が参加しました。

高教組からは平日の夕方、緊急の要請にもかかわらず長崎支部、諫早支部を中心に18人が参加しました。教職員として今やらなければならぬ姿勢を示しました。

県平和労働センターの上川議長が「特定秘密保護法、集団的自衛権の行使容認に続く非常に危険な法律だ」と批判。政府が関連法案を「平和安全法制」と呼ぶことについて「日本は先の大戦でも『平和のため』と、戦争に突き進んだ」と指摘しました。

高教組前委員長の大場豊、労働議長も憲法を無視し、重要法案を夏までに早急に成立させようとする安倍内閣の姿勢を厳しく批判。活水女子大の渡邊准教授(憲法学)はすでに長崎空港で有事の際の訓練が行われ、その際活水女子大の看護学部の学生も動員されたことを紹介。「法案が通れば海上空港である長崎空港は、



軍事転用されるおそれがある」と危機感を示しました。その後も参加者から『平和』という言葉を隠れ蓑にした『戦争法案』。安倍総理のやっていることはヒトラーと同じ。戦前回帰だ。「安倍総理は簡単に自衛隊を派遣すると言うが、自衛隊員という若者を戦場に送り込むことを他人事と考えている。」と厳しい批判が続きました。

最後に参加者全員で「戦争法案は許さない。」の団結ガンパローで締めくくりました。

安倍内閣は、5月14日、「国際平和支援法案」(新法)と「平和安全法制整備法案(10法案を一括)」を閣議決定し、15日、国会に提出しました。これからの法案が成立すれば、「専守防衛」に徹してきた自衛隊のあり方が変わり、戦後の日本の安全保障政策が大きく変わることにになります。具体的には、歴代政府が憲法9条のもとで否定せざるを得なかった集団的自衛権の行使に踏み出すとともに、自衛隊が海外で武力行使することへの歯止めがなくなり、緩められることになり、各法案の要点は右の「解説」に

記載されています。安倍晋三総理は、自衛隊の派遣を日本の防衛から「国際貢献」にまで幅広く想定し、「切れ目なく」派遣できるようにする意向ですが、あらゆる派遣が「日本の平和と安全に資する」といったあいまいな理由で正当化される可能性があり、日本を海外で戦争する国にする、極めて危険な法案です。端的に言えば、海外でのアメリカの戦争に参加し、自衛隊が敵兵と接触する可能性が高いということです。自衛隊員が殺されること、殺させること、格な歯止めを法律案の中

にしっかりと定めた」と全教は、閣議決定が行われた14日に「憲法原則を踏みにじる『戦争法制』の閣議決定に抗議する」と題した中央委員会声明を公表するとともに、「戦争法制」を阻止するため、次のようなとりくみを提起しています。

I 6月1日に各県に送付予定の「戦争法制を許さない」チラシを活用して、支部・分会での学習をすすめる。
II 「戦争法制を許さない全国教職員投票(仮称)」を実施し、職場から「戦争法制反対の声」をあげていく。(詳細は後日提起します)
III 国会前連続座り込み行動(6月15日〜24日)

【 角 評 言 】

最初に、「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の際に定められた「武力行使の新3要件」について復習しておきます。
○第1要件：我が国に対する武力攻撃が発生した場合、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合(「又は以以降の部分」を「武力攻撃事態法改正案」では「存立危機事態」と定める)。
○第2要件：国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要な場合。
○第3要件：武力の行使は、事態に応じ合理的に必要とされる限度でなければならないこと(必要最小限度)。
これまでは、「我が国に武力攻撃がない限り武力の行使はできない」というのが、政府が採用してきた「専守防衛」の考え方でした。

国際平和支援法案：この法律は「恒久法」です。これまでは「テロ対策特別措置法」など期限付きの法律で自衛隊の海外派遣に対処してきました。これで自衛隊が「いつでも」海外に派遣できるようになります。また、「特措法」では自衛隊の活動を「非戦闘地域」に限っていましたが、この法律では「現に戦闘行為が行われている現場以外」として、「戦闘が予想される地域」でも活動が行えます。

- 平和安全法制整備法案** (以下の10法案を一括して1本の法案にしたもの)
- 武力攻撃事態法改正案**：上述した集団的自衛権行使の「新3要件」を明記した法律で、これにより集団的自衛権は「閣議決定」ではなく「法律」で定められることになり、閣議決定で政府が認定して国会が承認したら、自衛隊は武力行使ができた、以下の個別法が発動されます。また、「密接な関係にある他国」にはアメリカが比定されているので、アメリカの戦争に自衛隊が参加することになります。一番の問題点は「存立危機事態」の認定基準です。この部分がややふやだったことは、「集団的自衛権の閣議決定」の際の政府の説明において、安倍総理と公明党で意見が分かれたことでも理解できると思います。
 - 重要影響事態法案** (もとの周辺事態法)：「我が国周辺」と規定して東アジアを想定していましたが、これを撤廃して、日本のために活動するアメリカ軍や他国軍(オーストラリアを想定)を「どこでも」支援することが可能になります。また、周辺事態法では認めていなかった弾薬の提供なども行えるようになります。
 - PKO協力法改正案**：PKO以外の、海外での国連が統轄しない「安全確保活動等(停戦を監視したり治安を維持したりする活動)」にも自衛隊が参加できるようになります。そのため、自分の身を守るためだけでなく、仕事を妨害する勢力排除のためにも武器を使えるようにしています。
 - 自衛隊法改正案**：「存立危機事態」において、他国を攻撃した国に反撃する防衛活動ができるようになったり、平時に日本の防衛のために活動する米軍や他国軍の武器・艦船の防護が可能になります。
 - 船舶検査法改正案**：「重要影響事態」において、日本周辺以外で「敵性物資」を積載した船舶に自衛隊が臨検を加えられるようにしています。
 - 海上輸送規制法改正案**：「存立危機事態」において、攻撃国による武器弾薬や兵員の海上輸送を自衛隊が規制できるようになります。
 - 米軍等行動円滑化法案** (もとの米軍行動円滑化法)：「存立危機事態」においても、アメリカ軍や他国軍との情報交換や物品・役務の提供を、自衛隊ができるようになります。
 - 捕虜取り扱い法改正案**：「存立危機事態」などにおいて、拘束した捕虜の取り扱いを国際法に基づいて規定しています。
 - 特定公共施設利用法改正案**：「武力攻撃事態」において、米軍以外の他国軍も港湾や飛行場などを利用することが可能になります。
 - 国家安全保障会議(NSC)設置法改正案**：NSCの審議事項に、「存立危機事態などへの対処」を追加しています。

※国会が延長された場合は以後も継続)や国会包囲行動(6月14日、24日予定)に積極的に参加する。(長崎高教組としても多くの代表を派遣したいと考えています。参加を希望する組合員は本部にご連絡ください)

人事評価制度を賃金にリンクする!?

賃金リンクになれば

校長から 県教委に報告



目標管理 シート



今までは

自己申告



校長と面接



4月30日付けの高教組速報第2号、5月1日付けの高教組新聞でお伝えしたように、「15春開教育長交渉」で県より、「人事評価制度の適用拡大」について「今後協議を行いたい」と文書回答があり、「成案ができれば、提案したい」と、県は成績主義賃金導入の姿勢を明らかにしました。

現在の「人事評価制度」は、「目標管理制度」と「勤務評価制度」からなっています。「目標管理制度」は、「教職員が年度当初に自ら目標を設定し、その目標に向けて取り組んだ結果を年度末に自己評価する」ものです。これをもとに、管理職と年間目標等について面談を行っています。

「勤務評価制度」は、「校長等の評価者が教職員の職務全般に基づき客観的に評価を行う」ものです。いわゆる「勤評」です。評価結果が教職員に公表されることはないのですが、毎年行われています。

そして、「目標管理」と「勤務評価」の評価結果は、制度上「研修や人事異動」に活用されるとなっています。県教委の具体的な提案内容はまだ不明ですが、現在の「目標管理」と「勤務評価」をもとに管理職が教職員一人ひとりの働きぶりを評価してランク

人事評価の賃金リンクについて、特に問題にすべきポイントは以下の点です。

賃金に リンク



一方で

問題点その3

『がんばった人に報いる制度』 にはならない

教育長は「がんばった人に報いる制度」などと説明していますが、賃金に反映する場合は必ず、「S」や「A」等の賃金が上がる部分の割合が数%〜30%程度に決められ、「がんばった人」全員に報いることはできません。「がんばった人に報いる」のが本質ではなく、リンク付けすることが本質です。また、「がんばった人」というのはどんな人なのか、公平・公正に評価する表に見える部分だけで「がんばった」と評価する育活動をゆがめることとなります。

問題点その2

公平・公正な評価はムリ

「教職員の仕事をどのように評価するのか。進学実績等の目に見える『成果』だけで評価すれば教育がゆがむ」と等と高教組が批判し、教育長は「評価は公平・公正にしない」といけません。「進学実績等が評価の本筋だとは思っていない」と述べました。

しかし、人が人を評価するのはとても難しく、特に学校での教育活動は多くの教職員のチームで取り組まれています。そのため個々の教職員の成果・業績を数値で測ったり、評価することはきわめて困難と言わざるを得ません。何をもちて教職員の成果・業績とするのか、みんなが納得する指標は考えられません。しかも、評価するのは管理職です。管理職が一人ひとりの教職員の全ての活動(仕事)を把握することは不可能であり、見えないところで努力している部分は評価できません。

問題点その1

職場がバラバラに

子どもや父母・地域が多様化してきたことを一つの要因として、教育困難な状況が広がっています。厳しい状況に対応するために、教職員一人での力では限界があり、教職員のチームワーク、教職員の「協働」がますます重要になっています。

しかし、成績主義賃金が導入されれば、「S」「A」「B」「C」「D」のような形で教職員一人ひとりのランク付けがされます。そして、従来の「勤務評価」と違って一人ひとりにそのランク(評価)が開示されます。同じ職場で協力しながら働いている中で、一人ひとりをランク付けすることが職場のチームワークにどんな影響を及ぼすか考えてみましょう。

学校と教育を破壊する成績主義賃金

